

給実甲第1388号

令和8年4月1日

人事院事務総長

協議様式について（通知）

職務の級又は号俸の決定についてあらかじめ人事院に協議し、又は承認を求め  
る場合の取扱いについて下記のとおり定めたので、令和8年4月1日以降は、こ  
れによってください。

これに伴い、給実甲第556号（協議様式について）は廃止します。

なお、俸給関係審査協議書は、当分の間、従前の様式のものによることができ  
ます。

記

- 1 職務の級又は号俸の決定について人事院に協議し、又は承認を求める場合  
は、別表に定める様式の「俸給関係審査協議書」によるものとする。
- 2 俸給関係審査協議書の記入については、別紙「俸給関係審査協議書記入要  
領」によるものとする。
- 3 俸給関係審査協議書には、人事記録の写し等必要な資料を添付するものとす  
る。なお、人事記録に記載されている学歴、免許等を証明する文書の添付は、  
省略して差し支えない。

以 上



## 別紙

### 俸給関係審査協議書記入要領

- 1 協議本文の協議事項以外の不用の文字は、抹消すること。
- 2 「官職名」欄のうち、「具体的官職名」欄には、異動を伴う場合は職員が新たに占めることとなる具体的官職名を、それ以外の場合は現に占めている具体的官職名を記入するものとし、「級別定数上の職名」欄には当該官職の属する級別定数上の職名を記入すること。
- 3 「当該官職の標準級」欄には、当該官職における標準級（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第3項の規定に基づき、官職の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき当該官職に対して分類された職務の級をいう。）を記入すること。
- 4 「現級」欄及び「現号俸」欄には、職員が承認希望年月日の前日に受ける職務の級及び号俸を記入すること。